

## 吸収合併契約に関する事後備置書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

株式会社エーアイ（以下「当社」という）及び株式会社フュートレック（以下「フュートレック」という）は、当社を吸収合併存続会社、フュートレックを吸収合併消滅会社とし、2024 年 10 月 1 日を効力発生日とする吸収合併（以下「本吸収合併」という）を行いました。本吸収合併に関し、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事項は以下のとおりです。

2024 年 10 月 1 日

東京都文京区西片一丁目 15 番 15 号  
株式会社エーアイ

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）

2024 年 10 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による反対株主の差止請求手続の経過

フュートレックの株主による差止請求はありませんでした。

(2) 会社法第 785 条の規定による反対株主の株式買取請求手続の経過

フュートレックは、会社法第 785 条第 3 項及び第 4 項、並びに社債、株式等の振替に関する法律第 155 条第 2 項及び第 161 条第 2 項の規定に基づき、2024 年 8 月 2 日付の電子公告をもって、フュートレックの株主に対して、本合併を行う旨、吸収合併存続会社である当社の商号及び住所、並びに買取口座の公告を行いました。会社法第 785 条第 1 項の規定による株式買取請求を行った株主はいませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による新株予約権買取請求手続の経過

フュートレックは新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による債権者異議手続の経過

フュートレックは、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2024 年 8 月 1 日付の官報及び 2024 年 8 月 2 日付の電子公告において、債権者に対し本件吸収合併に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに債権者から異議の申し出はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による反対株主の差止請求手続の経過

当社の株主による差止請求はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による反対株主の買取請求手続の経過

当社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項、並びに社債、株式等の振替に関する法律第 155 条第 2 項及び第 161 条第 2 項の規定に基づき、2024 年 8 月 1 日付の電子公告をもって、当社の株主に対して、本合併を行う旨、吸収合併消滅会社であるフュートレックの商号及び住所、並びに買取口座の公告を行いました。会社法第 797 条第 1 項の規定による株式買取請求を行った株主はいませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による債権者異議手続の経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2024 年 8 月 1 日付の官報及

び2024年8月1日付の電子公告において、債権者に対し本件吸収合併に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに債権者から異議の申し出はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本件吸収合併の効力発生日をもって、フュートレックの資産、負債その他の権利義務の一切を継承しました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日

2024年10月14日（予定）

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

フュートレックの株式は、2024年9月27日付で、株式会社東京証券取引所において上場廃止となりました。

以上

令和 6 年 6 月 4 日

大阪市淀川区西中島6丁目1番1号  
株式会社フュートレック  
代表取締役 西田 明弘

吸収合併に関する事前開示事項  
(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

当社（以下「フュートレック」といいます。）は、2024 年 5 月 14 日開催の取締役会において、株式会社エーアイ（以下「エーアイ」といいます。）との間で、2024 年 10 月 1 日を効力発生日として両社の経営を両社対等の精神の下で統合すること（以下「本経営統合」といいます。）を決議し、エーアイを吸収合併存続会社、フュートレックを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に係る合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結いたしました。

本合併に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 1 号）

別紙 1「吸収合併契約書」に記載のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号及び第 3 項）

(1) 合併対価の総数及び割当ての相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 3 項柱書及び同項第 1 号）

① 本合併に係る割当ての内容

	エーアイ (吸収合併存続会社)	フュートレック (吸収合併消滅会社)
本合併に係る割当比率	1	0.33

(注 1) 本合併に係る割当比率（以下「本合併比率」といいます。）

フュートレックの普通株式 1 株に対して、エーアイの普通株式 0.33 株を割当て交付します。ただし、エーアイの保有するフュートレック株式 3,793,200 株（2024 年 3 月 31 日現在）及びフュートレックの保有する自己株式 146,460 株（2024 年 3 月 31 日現在）については、本合併による株式の割当ては行いません。

(注 2) 本合併により交付するエーアイの株式数

普通株式：1,836,298 株（予定）

上記交付株式数は、今後フュートレックの株主から株式買取請求権の行使がなされるなどして、本合併の効力発生の直前時までの間にフュートレックの自己株式数の変動等が生じた場合には、修正される可能性があります。

また、エーアイは本合併により交付する株式数の全てを、新たに普通株式を発行することにより充当する予定であります。

(注 3) 単元未満株式の取扱い

本合併によりエーアイの単元未満株式（100 株未満の株式）を保有することになるフュートレックの株主の皆様におかれましては、エーアイに関する以下の制度をご利用いただくことができるほか、一部証券会社で取り扱っている単元未満株式での売買が可能です。なお、金融商品取引所市場においては単元未満株式を売却することはできません。

・単元未満株式の買取制度（1 単元（100 株）未満株式の売却）

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、エーアイの単元未満株式を保有する株主の皆様が、エーアイに対し、自己の保有する単元未満株式の買取を請求することができる制度です。

(注 4) 1 株に満たない端数の処理

本合併に伴い、エーアイ株式 1 株に満たない端数の割当てを受けることになるフュートレックの株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従い、1 株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払いいたします。

② 本合併に係る割当ての内容の根拠等

ア 割当ての内容の根拠及び理由

両社は、本合併に用いられる合併比率の算定にあたって公正性・妥当性を期すため、それぞれが独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼し、それぞれ合併比率算定書を受領いたしました。エーアイは第三者算定機関として監査法人 FRIQ（以下「FRIQ」といいます。）を起用し、フュートレックは第三者算定機関として株式会社クリフィックス FAS（以下「クリフィックス」といいます。）を起用いたしました。

エーアイにおいては法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの法的助言やフュートレックに対する財務・税務・法務デュー・デリジェンス（以下「DD」といいます。）の結果等を受けて、第三者算定機関である FRIQ による合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）による算定結果のレンジを踏まえ、フュートレックと複数回慎重に協議を行った結果、本合併比率について合意に至りました。

フュートレックにおいては、下記(4)「① 公正性を担保するための措置」及び下記(4)「② 利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、クリフィックスから取得したエーアイに対する財務 DD の結果と合併比率算定書、フュートレックの法務アドバイザーである弁護士法人北浜法律事務所（以下「北浜法律事務所」といいます。）からの法的助言やエーアイに対する法務 DD の結果等を踏まえつつ、エーアイとの間で複数回協議を行い、また、フュートレックが設置した特別委員会から提出された答申書の内容を最大限尊重しながら、本合併の諸条件について、慎重に検討を行いました。

その結果、本合併比率は、下記「イ 算定に関する事項」「ii. 算定の概要」に記載のとおり、フュートレックの第三者算定機関であるクリフィックスによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法の算定レンジを上回り、かつ、DCF 法の算定レンジの範囲内のものであることから、本合併比率は妥当であり、フュートレックの少数株主の利益を損なうものではないとの判断に至りました。

このように両社は、各社の第三者算定機関による算定結果及び法務アドバイザーの助言を参考に、かつ、両社それぞれが相手方に対して実施した DD の結果等を踏まえて、それぞれが両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で合併比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に本合併比率が妥当であるとの判断に至り、本合併契約を締結いたしました。

なお、本合併比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上、変更することがあります。

イ 算定に関する事項

i. 第三者算定機関の名称並びに両社との関係

エーアイの第三者算定機関である FRIQ は、両社の関連当事者には該当せず、両社との間で重要な利害関係を有しません。また、フュートレックの第三者算定機関であるクリフィックスは、両社の関連当事者には該当せず、両社との間で重要な利害関係を有しません。

ii. 算定の概要

FRIQ は両社の株式価値の算定手法として、両社ともに市場株価が存在していることから市場株価法を、加えて、両社の将来の事業計画を算定に反映させる目的から、両社の将来収益に基づき、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を算出する評価手法であ

る DCF 法を、それぞれ採用して算定を行いました。エーアイの 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の各手法による合併比率算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用手法		合併比率の算定レンジ
エーアイ	フュートレック	
市場株価法	市場株価法	0.30～0.31
DCF 法	DCF 法	0.31～0.46

市場株価法においては、FRIQ は、算定基準日を算定書作成日である 2024 年 5 月 13 日として、両社の普通株式の東京証券取引所における算定基準日までの 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間における株価終値単純平均値（エーアイは、1 ヶ月間：800 円、3 ヶ月間：873 円、6 ヶ月間：849 円、フュートレックは、1 ヶ月間：249 円、3 ヶ月間：259 円、6 ヶ月間：253 円）を基に算定しております。

DCF 法による価値算定においては、FRIQ は、エーアイについて、エーアイが作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。なお、算定の前提とした財務予測においては、2025 年 3 月期は、受託案件の増加が見込まれることにより営業利益約 50 百万円の増加（対 2024 年 3 月期比）、2026 年 3 月期においては将来期待されるロイヤリティ収入の増加により営業利益約 69 百万円の増加（対 2025 年 3 月期比）を見込んでおります。また、当該財務予測は、スタンドアローンベースの計画を前提として作成しております。また、フュートレックについては、フュートレックが作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。なお、算定の前提とした財務予測においては、2025 年 3 月期は、人員の削減等による労務費の減少や、外注費の削減により、営業損失約 138 百万円の減少（対 2024 年 3 月期比）、2026 年 3 月期及び 2027 年 3 月期においては、更に組織変更による外注費削減等によりそれぞれ、営業利益約 61 百万円の増加（対 2025 年 3 月期比）、営業利益約 41 百万円の増加（対 2026 年 3 月期比）を見込んでおります。また、当該財務予測は、スタンドアローンベースの計画を前提として作成しております。

FRIQ は、合併比率の算定に関して両社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であること、合併比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で FRIQ に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。FRIQ は両社並びにそれらの関係会社の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、それに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。FRIQ は、提供された両社の財務予測に関する情報が、それぞれの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としており、エーアイの同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。FRIQ の算定は 2024 年 5 月 13 日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

一方、クリフィックスは、両社の株式価値の算定手法として、両社ともに市場株価が存在していることから市場株価法を、加えて、両社の将来の事業計画を算定に反映させる目的から、両社の将来収益に基づき、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を算出する評価手法である DCF 法を、それぞれ採用して算定を行いました。エーアイの 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の各手法による合併比率算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用手法		合併比率の算定レンジ
エーアイ	フュートレック	
市場株価法	市場株価法	0.30～0.31

DCF 法	DCF 法	0.33～0.40
-------	-------	-----------

市場株価法においては、クリフィックスは、算定基準日を算定書作成日である 2024 年 5 月 13 日として、両社の普通株式の東京証券取引所における算定基準日、算定基準日までの 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間における株価終値単純平均値を基に算定しております。

DCF 法による価値算定においては、クリフィックスは、エーアイについて、エーアイが作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。なお、算定の前提とした財務予測においては、2025 年 3 月期は、受託案件の増加が見込まれることにより営業利益約 50 百万円の増加（対 2024 年 3 月期比）、2026 年 3 月期においては将来期待されるロイヤリティ収入の増加により営業利益約 69 百万円の増加（対 2025 年 3 月期比）を見込んでおります。また、当該財務予測は、スタンドアローンベースの計画を前提として作成しております。また、フュートレックについては、フュートレックが作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。なお、算定の前提とした財務予測においては、2025 年 3 月期は、人員の削減等による労務費の減少や、外注費の削減により、営業損失約 138 百万円の減少（対 2024 年 3 月期比）、2026 年 3 月期及び 2027 年 3 月期においては、更に組織変更による外注費削減等によりそれぞれ、営業利益約 61 百万円の増加（対 2025 年 3 月期比）、営業利益約 41 百万円の増加（対 2026 年 3 月期比）を見込んでおります。また、当該財務予測は、スタンドアローンベースの計画を前提として作成しております。

クリフィックスは、合併比率の算定に関して両社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であること、合併比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でクリフィックスに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。クリフィックスは両社並びにそれらの関係会社の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、それに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。

クリフィックスは、提供された両社の財務予測に関する情報が、それぞれの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としており、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。クリフィックスの算定は 2024 年 5 月 13 日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

(2) 吸収合併存続会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 3 項柱書）

本合併に際して増加すべきエーアイの資本金及び準備金の額については、会社計算規則第 35 条又は第 36 条に定めるところに従って、エーアイが決定いたします。

かかる取扱いは、エーアイの財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮した上で決定されたものであり、相当であると判断しております。

(3) 合併対価として当該種類の財産を選択した理由（会社法施行規則第 182 条第 3 項第 2 号）

両社は、本合併に係るフュートレックの株式に対する合併対価として、吸収合併存続会社となるエーアイの株式を選択いたしました。

両社は、エーアイの株式は東京証券取引所グロース市場に上場しており、換価が容易であること、及びフュートレックの株式を有する株主の皆様は、吸収合併存続会社となるエーアイの株式を受け取ることにより、本合併による統合効果を楽しむことが可能であることを考慮して、エーアイの株式を本合併に係る対価とすることが適切であると判断いたしました。

(4) 吸収合併消滅会社の株主の利益を害さないように留意した事項（会社法施行規則第182条第3項第3号）

① 公正性を担保するための措置

ア 第三者算定機関からの合併比率算定書の取得

両社は、本合併における合併比率の公正性を担保する観点から、上記(1)②「ア 割当ての内容の根拠及び理由」のとおり、それぞれ独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として、真摯に交渉・協議を行い、本合併比率により本合併を行うことを、2024年5月14日開催の両社の取締役会にて、それぞれ決議しました。

なお、両社は、いずれも各第三者算定機関から合併比率の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

イ 独立した法務アドバイザーからの法的助言の取得

エーアイは、本合併の法務アドバイザーとして、森・濱田松本法律事務所を、フュートレックは、本合併の法務アドバイザーとして、北浜法律事務所を選任し、それぞれ本合併の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。なお、森・濱田松本法律事務所及び北浜法律事務所は、いずれも両社から独立しており、重要な利害関係を有しません。

ウ フュートレックにおける利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

フュートレックは、エーアイと本合併を含む本経営統合の検討を進めるにあたり、意思決定に慎重を期し、また、取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性、透明性及び客観性を確保するため、2023年11月22日開催の取締役会の決議により、エーアイから独立した、フュートレックの独立役員3名（フュートレックの社外取締役兼独立役員である奥田孝雄氏及び伊藤弥生氏、杉村領一氏）によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置しました。

フュートレックは、当初から上記3名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。また、本特別委員会の委員の互選により、奥田孝雄氏が本特別委員会の委員長に就任しております。なお、本特別委員会の委員の報酬は本経営統合の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本合併を含む本経営統合の公表や決定、実施等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

そして、フュートレックは、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対し、以下の4項目について諮問し（以下「本諮問事項」といいます。）、この項目に関する答申書をフュートレック取締役会に提出することを囑託しました。

- (a) 本合併の目的の正当性・合理性
- (b) 本合併に係る取引条件の公正性
- (c) 本合併に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性
- (d) 本合併の決定及び実施がフュートレックの少数株主にとって不利益なものではないか

また、フュートレックは、上記取締役会決議において、本諮問事項に対する本特別委員会の答申内容を最大限尊重するものとし、本特別委員会が取引条件を妥当でないと判断した場合には、フュートレック取締役会は、本経営統合を決定しないこととする旨を決議しております。加えて、フュートレック取締役は、本特別委員会に対して以下の3つの権限を付与しております。

- (一) 本特別委員会が自らエーアイと交渉を行うことができ、エーアイとの交渉をフュートレックの社内者やアドバイザー等が行う場合でも、本特別委員会は、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与えることができる権限
- (二) 必要に応じて本特別委員会自らの外部アドバイザー等を選任する権限（費用はフュートレックが負担）のほか、フュートレックが選任する外部アドバイザー等について、指名又は承認（事後承認を含む。）する権限

(三) 答申を行うにあたって必要となる一切の情報の収集を、フュートレックの役員及び従業員並びに外部アドバイザー等に対して求めることができる権限

本特別委員会は、2023年12月11日に開催された第1回目の委員会において、フュートレックが選任する第三者算定機関であるクリフィックス及び法務アドバイザーである北浜法律事務所について、いずれも独立性及び適格性に問題がないことを確認した上で、選任することを承認いたしました。

本特別委員会は、2023年12月11日から答申書提出日の2024年5月13日までの間に、会合を合計10回開催しました。加えて会合以外にも、委員間や第三者算定機関、法務アドバイザー等との意見交換や両社間での本合併に係る協議や交渉の内容等の情報収集等を行い、本諮問事項に対する検討を行いました。本特別委員会は、フュートレックの法務アドバイザーである北浜法律事務所から、本特別委員会の役割や委員会での検討事項、運営に関する助言を適宜受けるとともに、北浜法律事務所が実施したエーアイに対する法務DDの結果の説明を受け、また第三者算定機関であるクリフィックスが実施したエーアイに対する財務DDの説明を受け、これらの状況も踏まえ諮問事項に対する検討を進めました。

また、本特別委員会は、かかる検討にあたり、フュートレックから、フュートレックの事業内容・事業環境、主要な経営課題、本経営統合によりフュートレックの事業に対して想定されるメリット・デメリット、合併比率の前提となるフュートレックの事業計画の内容及び策定手続等について説明を受け、質疑応答を行い、エーアイからも、エーアイの事業内容・事業環境、本経営統合を提案するに至った検討過程、本経営統合後に想定している施策の内容、本経営統合によって見込まれるシナジーその他の影響の内容、本経営統合後の経営体制の方針、合併比率の前提となるエーアイの事業計画の内容及び策定手続等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、フュートレックの第三者算定機関であるクリフィックスから、本合併における合併比率の評価の方法及び結果に関する説明を受け、質疑応答を行った上で、その合理性について検討いたしました。

なお、本特別委員会は、フュートレックとエーアイの間における本合併に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、複数回に亘り交渉の方針等について協議を行い、フュートレックに意見する等して、エーアイとの交渉過程に実質的に関与いたしました。

本特別委員会は、上記過程を経て、本諮問事項に対して慎重に協議及び検討を重ねた結果、(a) 本合併により、①研究開発力・販売力の強化、それに伴う事業拡大、②事業の多角化による会社収益の平準化・経営の安定化、M&A・新規投資による成長、③管理機能縮小によるコストシナジー等が得られ、目的の正当性・合理性が認められる旨、(b) 本合併比率はDCF法により算定された比率のレンジの範囲内の水準となっており、本合併比率を含む本合併に係る取引条件に公正性が認められる旨、(c) 本合併においては、適切な公正性担保措置が講じられており、取引条件の形成過程における独立当事者間取引と同視し得る状況の確保がなされていると評価でき、本合併に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性が認められる旨、及び(d) (a)乃至(c)を踏まえ慎重に検討した結果、本合併がフュートレックの少数株主にとって不利益ではないと認められる旨が記載された答申書を2024年5月13日付でフュートレック取締役会に対して提出しております。

## ② 利益相反を回避するための措置

本合併は、両社にとって支配株主との重要な取引等には該当しません。一方でエーアイはフュートレックの議決権割合の40.55%を保有しております。このような両社の資本関係に鑑み、両社の意思決定に慎重を期し、本合併について利益相反の疑義を回避する観点から、両社は、上記「① 公正性を担保するための措置」に加え、以下のとおり、利益相反を回避するための措置を講じております。

ア エーアイにおける利害関係を有する取締役を除く取締役全員の承認

2024年5月14日開催のエーアイの取締役会では、エーアイの取締役のうち栗原学氏を除く取締役で審議の上、その全員一致により本合併契約を締結することについて承認可決されております。栗原学氏は、2023年6月からフュートレックの監査等委員である取締役を務めており、本合併に関し利害が相反し又は相反するおそれがあることから、エーアイの取締役会における本合併に関する審議及び決議に参加しておらず、エーアイの立場において本合併に関する協議及び交渉に参加しておりません。

イ フュートレックにおける利害関係を有する取締役を除く取締役全員の承認

2024年5月14日開催のフュートレックの取締役会では、フュートレックの取締役のうち小川遼氏、前田忠臣氏及び栗原学氏を除く取締役で審議の上、その全員一致により本合併契約を締結することについて承認可決されております。小川遼氏及び前田忠臣氏はエーアイの執行役員を、栗原学氏は、エーアイの監査等委員である取締役を務めており、本合併に関し利害が相反し又は相反するおそれがあることから、当該3名は、フュートレックの取締役会における本合併に関する審議及び決議に参加しておらず、フュートレックの立場において本合併に関する協議及び交渉に参加しておりません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号及び第4項）

(1) エーアイの定款の定め（会社法施行規則第182条第4項第1号イ）

別紙2「吸収合併存続会社の定款」に記載のとおりです。

(2) 合併対価の換価の方法に関する事項（会社法施行規則第182条第4項第1号ロ）

① 合併対価を取引する市場（同号ロ（1））

エーアイの株式は、東京証券取引所グロース市場において取引されております。

② 合併対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者（同号ロ（2））

エーアイの株式は、全国の各金融商品取扱業者（証券会社）にて取引の媒介、取次ぎ等が行われております。

③ 合併対価の譲渡その他の処分に対する制限の内容（同号ロ（3））

本合併に伴い、エーアイの単元未満株式（100株未満の株式）を所有することとなる株主の皆様におかれましては、取引所金融商品市場において当該単元未満株式を売却することはできません。エーアイの単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、単元未満株式に係る買取制度（会社法第192条第1項の規定に基づき、エーアイの単元未満株式を保有する株主が、同社に対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。）をご利用いただくことができます。

(3) 合併対価の市場価格に関する事項（会社法施行規則第182条第4項第1号ハ）

エーアイ普通株式について、本合併契約の締結を公表した日（2024年5月14日）の前営業日（2024年5月13日）を基準日として、基準日の終値、基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、直近3ヶ月間の終値単純平均値及び直近6ヶ月間の終値単純平均値は、順に782円、800円、873円、849円です。

なお、その他詳細な情報については、東京証券取引所が以下のURLにおいて開示する株価情報及びチャート表示により市場株価及びその推移がご覧いただけます。

<https://www.jpx.co.jp/>

(4) 吸収合併存続会社の過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容（会社法施行規則第182条第4項第1号ニ）

エーアイは、いずれの事業年度においても金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号及び第5項第1号）

フュートレックは新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号及び第 6 項）

- (1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 1 号イ）  
別紙 3「吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等」に記載のとおりです。
- (2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 1 号ロ）  
該当事項はありません。
- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 1 号ハ及び同項第 2 号イ）
  - ① フュートレック  
該当事項はありません。
  - ② エーアイ  
該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生じる日以後における吸収合併存続会社の債務（会社法第 789 条第 1 項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

フュートレックの 2024 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は 1,992 百万円、負債の額は 587 百万円、純資産の額は 1,405 百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておらず、また、本合併の効力発生日までにこれらの額が大きく変動することも予想されておりません。

また、エーアイの 2024 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は 1,710 百万円、負債の額は 409 百万円、純資産の額は 1,300 百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておらず、また、本合併の効力発生日までにこれらの額が大きく変動することも予想されておりません。

したがって、本合併後におけるエーアイの資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、並びにエーアイの収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、フュートレックが負担する債務については、本合併の効力発生日以降も、吸収合併存続会社であるエーアイによる履行の見込みがあるものと判断しております。

以 上

【別紙 1】

# 吸収合併契約書



## 吸収合併契約書

株式会社エーアイ（以下「甲」という。）及び株式会社フュートレック（以下「乙」という。）は、2024年5月14日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり、吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（吸収合併）

1. 甲及び乙は、本契約に定めるところにより、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行い、甲が乙の権利義務の全部を承継する。
2. 本吸収合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

#### （1）吸収合併存続会社

商号：株式会社エーアイ

住所：東京都文京区西片一丁目15番15号

#### （2）吸収合併消滅会社

商号：株式会社フュートレック

住所：大阪府大阪市淀川区西中島六丁目1番1号

### 第2条（合併対価）

1. 甲は、本吸収合併に際して、本吸収合併の効力が生ずる時点の直前時における乙の株主（ただし、甲及び乙は除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その有する乙の株式の合計数（会社法第785条第1項に基づく株式買取請求に係る株式数は除く。）に0.33を乗じた数の甲の株式を交付する。
2. 甲は、本吸収合併に際して、本割当対象株主に対し、その有する乙の株式（会社法第785条第1項に基づく株式買取請求に係る株式は除く。）1株につき、甲の株式0.33株の割合をもって、甲の株式を割り当てる。
3. 甲が前二項に従って本割当対象株主に対して交付する甲の株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理する。

### 第3条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本吸収合併により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第35条又は第36条に定めるところに従って、甲が適当に定める。

### 第4条（効力発生日）

本吸収合併の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、2024年10月1日とする。ただし、甲及び乙が協議し合意の上、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

### 第5条（合併承認株主総会）

甲及び乙は、本効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会を開催し、本契約の承認の決議を求めるものとする。



#### 第6条（契約内容の変更又は解除）

本契約締結日から本効力発生日までの間において、天災地変その他の理由により、甲若しくは乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本吸収合併の実行に重大な支障となる事態が発生又は判明した場合、又は本吸収合併の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙が協議し合意のうえ、本契約の内容を変更し又は本契約を解除することができる。

#### 第7条（本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに、第5条に定める甲若しくは乙の株主総会の決議による承認を得られなかったとき、又は前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失う。

#### 第8条（準拠法及び合意管轄）

1. 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関する一切の紛争については、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第9条（協議）

本契約に規定のない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠意をもって協議の上、これを解決する。

以上を証するため、本書2通を作成し、本契約の当事者が記名捺印のうえ、各自1通ずつ保管する。

2024年5月14日

甲：東京都文京区西片一丁目15番15号

株式会社エーアイ

代表取締役社長 廣飯 伸一



乙：大阪府大阪市淀川区西中島六丁目1番1号

株式会社フュートレック

代表取締役社長 西田 明弘





【別紙2】

## 吸収合併存続会社の定款

株式会社エーアイ定款

2023年6月22日 変 更

# 定 款

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当社は、株式会社エーアイと称し、英文では、AI, Inc. と表示する。

### (目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 コンピュータを利用した音声の合成、認識システムの企画、開発、製造、販売
- 2 コンピュータ及びコンピュータソフトウェアの企画、開発、設計、販売、保守、賃貸管理及びコンサルティング
- 3 キャラクターの企画、開発、デザイン及びライセンス業務
- 4 キャラクター商品、玩具及び遊戯用具等の物品・ソフトウェアの企画、開発、製造、制作、販売、賃貸、保守、管理、運営並びにこれらの仲介
- 5 広告代理業並びにコンピュータを利用した情報提供サービス
- 6 コンピュータの周辺機器の販売、保守業務
- 7 コンピュータ利用に関するコンサルティング
- 8 知的財産権（特許権、著作権、商標権等）の実施、使用、利用許諾、媒介、維持、管理
- 9 イベントの企画、制作、運営、開催
- 10 音声、楽曲、映像のソフトウェアの企画、制作、製造、販売、貸与ならびに著作権事業
- 11 酒類の小売、通信販売および卸売業
- 12 音声データの収録作業の請負、制作、販売
- 13 芸能タレント、バーチャルタレント、音楽家、文化人等の育成並びにマネジメント及びプロモート業務
- 14 労働者派遣事業
- 15 上記各号に関連したコンサルティング業務または輸出入

16 上記各号の事業を営む企業に対する投資

17 上記各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都文京区に置く。

(機関構成)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1800万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第9条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定める。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにその備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款の他、取締役会が定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(招 集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により代表取締役がこれを招集する。代表取締役に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議 長)

第14条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこ

れに代わる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第17条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(株主総会参考書類等の電子提供措置等)

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

#### 第4章 取締役、取締役会及び代表取締役

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、5名以内とし、監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任及び解任の方法)

第20条 当社の取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって社長1名を選定し、必要に応じて会長を1名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(業務執行)

第23条 社長は会社の業務を統轄し、会長、副社長、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

② 社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

③ 当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）、の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。

ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第27条 取締役会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(報酬等)

第28条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、それぞれ区別して株主総会の決議によって定める。

(非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限)

第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

## 第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員である取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(常勤の監査等委員)

第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員である取締役を選定することができる。

(監査等委員会規程)

第32条 監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の選任及び解任方法)

第33条 当社の会計監査人の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会計監査人の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(会計監査人の任期)

第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

② 未払いの配当金には利息をつけない。

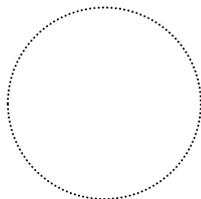
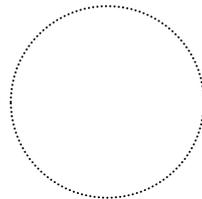
2023年6月22日

上記は、当社の定款の原本に相違ありません。

東京都文京区西片一丁目15番15号

株式会社エーアイ

代表取締役 廣飯 伸一



【別紙3】

吸収合併存続会社の最終事業年度に係る  
計算書類等

# 事業報告

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが5類に移行したことを受けて各種制限撤廃が進み、アフターコロナと言われる新たな局面を迎えました。観光分野を中心とした社会経済活動の回復がみられる一方で、ウクライナ情勢、中東情勢をはじめとした世界情勢の不安定化、急激な為替変動を背景に、諸物価全般の上昇や円安が進展し、さらには出生率の激減や人手不足、政治の混乱等、先行きの不透明な状況が続いております。

当社を取り巻く環境においては、新しい市場として、オーディオブック分野が拡大している状況にあります。また、当社は、引き続き、音声合成エンジンの品質向上に努めており、自然で豊かな表現が可能となった新エンジンAITalk6をリリースしました。

法人向け製品においては、防災分野及びロイヤリティ収入が堅調に推移したことに加え、オーディオブック向け音声コンテンツの受託案件が寄与し、前事業年度比で売上が増加、法人向けサービスにおいては、コエステ株式会社の吸収合併によるシナジー効果が寄与し、前事業年度比で売上が増加しました。また、コンシューマー向け製品においては、AITalk6を用いたA.I.VOICE 2をリリースしたことが寄与し、前事業年度比で売上が増加、その結果、売上高全体としては前事業年度を上回る結果となりました。

利益面においては、利益率の高い法人向け製品と法人向けサービスの売上が大きく増加したことに加え、一般管理費を抑制したこと等により、営業利益、経常利益、当期純利益のすべてにおいて、前事業年度を大幅に上回る結果となりました。

そのほか、当事業年度においては、Cerence社との協業において日本車メーカーでの採用に向けた取り組みや、生成AIを用いた法人向けチャットアシスタントサービスのリリースと拡販に向けた取り組みを行っております。また、当事業年度において行った株式会社フュートレック（以下、フュートレック）の株式取得により、当社の音声合成事業とフュートレックの音声認識事業とのシナジーを生むべく新サービスの開発に取り組んでおります。フュートレックとは、2024年1月16日付で経営統合に向けた基本合意を行い、2024年5月14日付で、2024年10月1日（予定）を効力発生日として当社を存続会社とする吸収合併契約を締結しておりま

す。

今後は、外国語製品の販売を強化するとともに、経営統合により音声合成周辺技術を含めたトータルな音声ソリューションの提供を目指してまいります。

当事業年度の音声合成事業の売上高は、法人向け製品が337,107千円（前事業年度比20.2%増）、法人向けサービスが226,195千円（同19.0%増）、コンシューマー向け製品が171,672千円（同5.1%増）と推移した結果、当事業年度の売上高は734,975千円（同15.9%増）、営業利益は81,596千円（同310.3%増）、経常利益は81,960千円（同265.7%増）、当期純利益は109,725千円（同570.4%増）となりました。

なお当社は音声合成事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていませんが、特性に応じた3つの区分別の売上高につきましては、以下のとおりであります。

#### サービス別売上高

サービスの名称	第20期 (2023年3月期) (前事業年度)		第21期 (2024年3月期) (当事業年度)	
	金額	構成比	金額	構成比
法人向け製品	280,545千円	44.2%	337,107千円	45.9%
法人向けサービス	190,090	30.0	226,195	30.8
コンシューマー向け製品	163,362	25.8	171,672	23.3
合計	633,998	100.0	734,975	100.0

#### ② 資金調達の状況

当事業年度において、経常的な運転資金として金融機関より短期借入金の調達を行っており、当事業年度末の借入実行残高は110,000千円であります。

また、以下のとおり社債発行を行い、150,000千円の資金調達を行いました。

会社名	発行銘柄	発行日	発行総額	償還期日
当社	第1回無担保社債	2023年9月25日	150,000千円	2028年3月25日

#### ③ 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は、46,434千円であります。

その主なものは、コエステ株式会社吸収合併に伴うコエステーション新エンジン追加開発

(41,037千円)、AI Pal chat追加開発(2,012千円)、日常業務用コンピュータの購入(1,371千円)であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

④ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2023年9月1日を効力発生日として、当社の完全子会社であるコエステ株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 18 期 (2021年3月期)	第 19 期 (2022年3月期)	第 20 期 (2023年3月期)	第 21 期 (2024年3月期) (当事業年度)
売 上 高(千円)	887,565	756,568	633,998	734,975
経 常 利 益(千円)	288,424	109,742	22,409	81,960
当 期 純 利 益(千円)	215,194	83,759	16,367	109,725
1株当たり当期純利益 (円)	42.79	16.59	3.28	22.18
総 資 産(千円)	1,352,003	1,354,931	1,393,512	1,710,046
純 資 産(千円)	1,232,022	1,279,605	1,191,058	1,300,784
1株当たり純資産 (円)	244.06	253.49	240.72	262.89

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第19期(2022年3月期)の期首から適用しており、第19期(2022年3月期)以降の各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
コエステ株式会社	100,000千円	100%	音声合成コンテンツ等の企画・設計

- (注) 当社は、2023年7月1日にコエステ株式会社の全株式を取得し、同社を子会社といたしました。また、2023年9月1日付けで、同社を吸収合併いたしました。

#### (4) 対処すべき課題

当社が属する音声合成市場におきましては、ウィズコロナの下で定着した会社や学校におけるテレワークや在宅学習の取り組みがアフターコロナにおいても一定程度継続しており、eラーニング資料・動画におけるナレーション作成といった法人向け製品の需要が引き続き見込まれております。また、コンシューマー向け製品では国内外でユーザーの裾野が広がっており、SNSやメディア等での露出の機会も増えてきております。さらには、AI分野では「ChatGPT」等の生成系AIを活用する動きが活発化しており、アフターコロナにおける経済活動の中でも今後ますます音声技術の業界が重要な役割を担っていくものと想定しております。当社が今後さらなる成長と発展を遂げるためには、様々な課題があると認識しております。上記を踏まえ、当社が対処すべき課題は下記のとおりであります。

##### ① 新技術の研究開発

音声合成の利用が拡大してきたことに伴い、研究開発のスピードも加速しております。この数年、各分野で深層学習の研究が盛んに行われておりますが、音声合成分野においても、深層学習（DNN:Deep Neural Network）を活用した新しい音声合成技術の研究が進められており、競合他社との競争がますます激化してきております。当社においても、最新の技術をキャッチアップし、また、顧客ニーズの変化を捉え、新しい製品・サービスを市場に投入していくとともに、音声認識や対話等の周辺技術を含めた音声のトータルソリューションを提案していくことが重要であると考えております。

##### ② 人材の確保及び育成

新しい技術、新しい製品・サービスを継続的に研究開発し、販売していくためには、優秀な人材の継続的確保が重要であると考えております。また、音声技術という特殊分野であるため、採用した研究者、開発者及び営業担当者の育成が重要であると考えております。

##### ③ 安定収入の確保

当社の事業基盤はライセンスビジネスであり、音声合成エンジンの使用許諾を与えることにより、継続的に許諾料を頂くモデルであります。現在は、月額使用料、ロイヤリティ、継続的なクラウドサービスの利用、サポートサービス等で継続的な安定収入を確保しております。今後、事業を拡大していくにあたり、新規事業の開発及び安定的な収入を確保することが重要であると考えております。

④ 新しいマーケットの創出

音声合成が広く利用される様になり、今後、様々な分野において利用が進むものと考えておりますが、現在、確立されたマーケットは、電話の自動応答システム、防災行政無線、音声対話、eラーニング等、まだまだ限られたものであります。AI分野での活用を進めるとともに、オートモーティブ分野、個人分野でもユーザーの利用を広げ、更に、音声合成以外の周辺技術を含めた音声技術における新しいマーケットを創出していくことが重要であると考えております。

⑤ 内部管理体制の充実

当社は、今後継続的に事業を拡大していくためには、コーポレート・ガバナンス機能の強化は必須であり、内部統制システムの適切な整備及び運用が重要であると考えております。また、成長のステージに応じて人的強化を行い、内部管理体制の強化を図ってまいります。

⑥ ブランディング

当社の今後の成長のためには、音声合成・音声認識技術を中心とした音声関連技術を世の中に広めるとともに、「音声技術のエーアイ」「音声合成=AITalk®・A.I.VOICE®」と認知されるように、ブランディングしていくことが重要であると考えております。

これらの課題に対応し、今後継続的な発展を実現するために努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) **主要な事業内容** (2024年3月31日現在)

当社の主要な事業は音声合成エンジン及び音声合成サービスの提供であります。

現在提供している主な製品、サービスは下記のとおりであります。

区 分	製 品 名
法 人 向 け 製 品	AITalk <sup>®</sup> 声の職人 <sup>®</sup>
	AITalk <sup>®</sup> 声プラス <sup>®</sup>
	AITalk International <sup>®</sup>
	AITalk <sup>®</sup> SDK
	AITalk <sup>®</sup> Server
	AITalk <sup>®</sup> micro
	AITalk <sup>®</sup> Custom Voice <sup>®</sup>
	音声ファイル作成サービス
法 人 向 け サ ー ビ ス	AITalk <sup>®</sup> 声の職人 <sup>®</sup> クラウド版
	AITalk <sup>®</sup> WebAPI
	AITalk <sup>®</sup> Web読み職人 <sup>®</sup>
	A.I.VOICE <sup>®</sup> Biz
	AIPal <sup>®</sup> Chat
	AITalk <sup>®</sup> 製品に関するサポート業務
	コエステーション <sup>®</sup>
コ ン シ ュ ー マ ー 向 け 製 品	かんたん！AITalk <sup>®</sup>
	かんたん！アフレコ <sup>®</sup>
	AITalk <sup>®</sup> あなたの声 <sup>®</sup>
	A.I.VOICE <sup>®</sup> シリーズ 琴葉 茜 <sup>®</sup> ・葵 <sup>®</sup> (日本語、英語、中国語)
	A.I.VOICE <sup>®</sup> シリーズ 各キャラクター製品
	A.I.VOICE <sup>®</sup> for Games (Unity向けエディタ拡張)
	VOICEROID <sup>®</sup> シリーズ

(6) 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

本	社	東京都文京区西片一丁目15番15号
---	---	-------------------

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
56 (9) 名	3名増 (8名減)	35.8歳	6.6年

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2. 当社は、音声合成事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	100,000千円
株式会社みずほ銀行	10,000千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 18,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,168,000株 (自己株式220,069株を含む)
- (3) 株主数 4,863名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
廣 飯 伸 一	880,000株	17.79%
吉 田 大 介	642,000株	12.98%
合 同 会 社 吉 田 事 務 所	575,000株	11.62%
株 式 会 社 ソ ル ク シ ー ズ	250,000株	5.05%
吉 田 大 志	150,000株	3.03%
亀 井 佳 代	145,000株	2.93%
株 式 会 社 S B I 証 券	73,400株	1.48%
楽 天 証 券 株 式 会 社	62,700株	1.27%
吉 田 昭	48,000株	0.97%
日 野 賢 一	31,300株	0.63%

- (注) 1. 当社は自己株式を220,069株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。  
3. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役 の 状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	廣飯伸一	
取締役	長尾章	株式会社ソルクシーズ 取締役会長 株式会社エフ・エフ・ソル 代表取締役会長 株式会社イー・アイ・ソル 代表取締役会長 株式会社インフィニットコンサルティング 取締役会長 株式会社ノイマン 代表取締役会長 株式会社エクスマーション 取締役会長 株式会社コアネクスト 代表取締役会長 株式会社アスウェア 取締役 株式会社Fleekdrive 代表取締役会長 株式会社アリアドネ・インターナショナル・コンサルティング 取締役 株式会社eek 代表取締役会長
取締役(常勤監査等委員)	栗原学	栗原公認会計士事務所 所長 鹿島プライベートリート投資法人 監督役員 株式会社ジャストシステム 社外取締役 株式会社CCNグループ 監査役 株式会社フュートレック 社外取締役(監査等委員)
取締役(監査等委員)	杉山浩	杉山公認会計士事務所 所長
取締役(監査等委員)	金丸祐子	外苑法律事務所 パートナー弁護士 アキュリスファーマ株式会社 社外監査役 Bleaf株式会社 社外監査役 HEROZ株式会社 社外取締役(監査等委員)

- (注) 1. 長尾章氏及び監査等委員である取締役の3名は、社外取締役であります。
2. 取締役(常勤監査等委員)栗原学氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。常勤の監査等委員として選定している理由は、情報収集の充実を図り、内部監査担当等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化することができるものと考えているからであります。
3. 取締役(監査等委員)杉山浩氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役(監査等委員)金丸祐子氏は、弁護士の資格を有しており、会社法等に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 当社は、社外取締役長尾章氏、栗原学氏、杉山浩氏、金丸祐子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、長尾章氏、栗原学氏、杉山浩氏、金丸祐子氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。ただし、責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限定しております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を被保険者として、取締役としての職務執行に関して負うこととなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。当該保険契約の保険料は、その全額を当社の負担としております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## (4) 取締役の報酬等

### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	22,215 (3,600)	22,215 (3,600)	— (—)	— (—)	3 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	12,000 (12,000)	12,000 (12,000)	— (—)	— (—)	4 (4)
合 計 （うち社外役員）	34,215 (15,600)	34,215 (15,600)	— (—)	— (—)	7 (5)

### ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、第14期定時株主総会（2017年6月30日）において年額90,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は、4名です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、第14期定時株主総会（2017年6月30日）に

において年額20,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名です。

③ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年10月12日開催の取締役会において、取締役の報酬等の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役が委員の過半数を占める指名報酬委員会を設置し、2022年3月23日開催の取締役会において、一部改定しております。改定後は、2022年6月開催の定時株主総会後からは個々の取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬については、取締役会は指名報酬委員会からの答申を受けて、その答申を尊重して決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

現時点では、業務執行を行う取締役（監査等委員である取締役を除く）1名が大株主であるため、株主と価値を共有していることから、基本報酬（固定報酬：金銭）のみとする。取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額の範囲内において、企業規模、グロース市場上場会社を中心とした他企業の報酬水準及び当社従業員の処遇水準を勘案し、また、各々の経営能力、貢献度、役位・職責・在任期間等を考慮して決定する。

b. 業績連動報酬等に関する方針

現時点では、導入しない。

c. 非金銭報酬等に関する方針

現時点では、導入しない。

d. 報酬等の割合に関する方針

月額固定報酬のみとする。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

毎年6月開催の定時株主総会後に支給額を改定し、翌月7月より決定した年間報酬額を12分割した額を1年間にわたり毎月支払うこととする。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

該当事項はありません。

g. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

個々の取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬額について、取締役会は指名報酬委員会からの答申を受けて、その答申を尊重して決定する。

- ④ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額  
当社は親会社等が無いいため、該当事項はありません。

**(5) 社外役員に関する事項**

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役長尾章氏は、株式会社ソルクシーズ取締役会長であり、株式会社エフ・エフ・ソルの代表取締役会長、株式会社イー・アイ・ソルの代表取締役会長、株式会社インフィニットコンサルティングの取締役会長、株式会社ノイマンの代表取締役会長、株式会社エクスマーシヨンの取締役会長、株式会社コアネクストの代表取締役会長、株式会社アスウェアの取締役、株式会社Fleekdriveの代表取締役会長、株式会社アリアドネ・インターナショナル・コンサルティングの取締役、株式会社eekの代表取締役会長であります。当社は、各兼職先と特別な関係はありません。

取締役（常勤監査等委員）栗原学氏は、栗原公認会計士事務所の所長であり、鹿島プライベートリート投資法人の監督役員、株式会社ジャストシステムの社外取締役、株式会社CCNグループの監査役、株式会社フュートレックの社外取締役（監査等委員）であります。

当社は株式会社フュートレックの発行済株式総数（自己株式を除く）の40.53%を所有しており、主要株主である筆頭株主に該当し、当社の関連会社であります。株式会社フュートレックとは2023年5月11日付で資本業務提携契約書を締結し、2024年5月14日に吸収合併契約書が締結されております。当社はその他の各兼職先と特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）杉山浩氏は、杉山公認会計士事務所の所長であります。当社は、兼職先と特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）金丸祐子氏は、外苑法律事務所のパートナー弁護士であり、アキュリスファーマ株式会社社外監査役、Bleaf株式会社社外監査役、HEROZ株式会社社外取締役（監査等委員）であります。当社は、各兼職先と特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役 章 長 尾	当事業年度における在任期間中に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。主に企業経営者としての豊富な経験を通して培った企業経営に関する高い知見から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特にガバナンス強化と事業推進について適切な監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役（常勤監査等委員） 栗 原 学	当事業年度における在任期間中に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に経理・財務及び内部監査について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会の議長として、当事業年度における在任期間中に開催された委員会13回の全てに出席し、客観的・中立的立場で監査・監督機能を主導しております。
社外取締役（監査等委員） 杉 山 浩	当事業年度における在任期間中に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に経理・財務及び税務について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会の委員として、当事業年度における在任期間中に開催された委員会13回の全てに出席し、客観的・中立的立場で監査・監督機能を担っております。
社外取締役（監査等委員） 金 丸 祐 子	当事業年度における在任期間中に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特にコンプライアンス及びリスクマネジメントについて専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会の委員として、当事業年度における在任期間中に開催された委員会10回の全てに出席し、客観的・中立的立場で監査・監督機能を担っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 アスカ監査法人

(注) 2023年6月22日開催の第20回定時株主総会において、新たにアスカ監査法人が当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった有限責任 あずさ監査法人は退任いたしました。

### (2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,600千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,600千円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しています。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>701,842</b>	<b>流動負債</b>	<b>303,616</b>
現金及び預金	575,198	買掛金	12,153
売掛金	89,692	短期借入金	110,000
商品及び製品	6,223	1年内償還予定の社債	30,000
仕掛品	10,030	リース債務	746
原材料及び貯蔵品	837	未払金	44,774
前払費用	20,337	未払費用	24,835
未収還付法人税等	2	未払法人税等	265
その他	50	契約負債	72,845
貸倒引当金	△529	預り金	7,995
<b>固定資産</b>	<b>1,005,162</b>	<b>固定負債</b>	<b>105,645</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>10,792</b>	社債	105,000
建物附属設備	6,042	リース債務	645
工具、器具及び備品	3,630	<b>負債合計</b>	<b>409,261</b>
リース資産	1,119	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>43,571</b>	<b>株主資本</b>	<b>1,300,784</b>
ソフトウェア	43,571	資本金	100,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>950,798</b>	資本剰余金	257,617
関係会社株式	926,328	資本準備金	121,280
長期前払費用	5,618	その他資本剰余金	136,337
繰延税金資産	3,909	<b>利益剰余金</b>	<b>1,230,234</b>
その他	14,942	その他利益剰余金	1,230,234
<b>繰延資産</b>	<b>3,041</b>	繰越利益剰余金	1,230,234
社債発行費	3,041	<b>自己株式</b>	<b>△287,067</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,710,046</b>	<b>純資産合計</b>	<b>1,300,784</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>1,710,046</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	734,975
売上原価	221,071
売上総利益	513,904
販売費及び一般管理費	432,307
営業利益	81,596
営業外収益	
受取利息及び配当金	5
講演料収入	36
補助金収入	1,267
業務受託料	695
その他	158
	2,162
営業外費用	
支払利息	1,379
為替差損	67
社債発行費償却	350
	1,798
経常利益	81,960
特別利益	
投資有価証券売却益	39,845
特別損失	
固定資産除却損	0
抱合せ株式消滅差損	13,066
投資有価証券評価損	2,353
	15,420
税引前当期純利益	106,385
法人税、住民税及び事業税	452
法人税等調整額	△3,793
当期純利益	△3,340
当期純利益	109,725

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

株式会社イーアイ  
取締役会 御中

アスカ監査法人  
東京事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	石 渡 裕 一 朗
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	今 井 修 二

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イーアイの2023年4月1日から2024年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2024年5月14日開催の取締役会において、2024年10月1日を効力発生日として、会社を存続会社、株式会社フュートレックを消滅会社とする吸収合併を決議し、同日付で同社との間で吸収合併に係る契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類

等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月14日

株式会社イーアイ 監査等委員会

常勤監査等委員 栗原 学 ㊟

監査等委員 杉山 浩 ㊟

監査等委員 金丸 祐子 ㊟

(注) 監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 1. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令・定款及び社会規範を遵守するための「企業行動規範」を制定し、役員及び従業員が高い倫理観に基づいて行動し、公正かつ透明性の高い経営体制の確立を図る。
- ② 同基準の具体的な行動指針として、「コンプライアンス規程」を定め、その運用管理を担当するコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築、維持にあたる。
- ③ コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- ④ 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。

(当該体制の運用状況)

当社は、役員及び従業員に対し集合研修、動画聴講等によるコンプライアンス教育を実施しております。法令遵守体制の監視及び業務執行の適切性の確保を目的として、代表取締役直轄の組織である内部監査担当を設置し、各業務が法令、定められた社内規程に従って、適正かつ合理的に執行されているか定期的に監査し、その結果を代表取締役に報告しております。また、内部通報窓口を設置し、法令や企業倫理に反する行為の未然防止に努めております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 株主総会、取締役会等重要な会議の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」等の関連規程に従い、適切に保存及び管理を行う。
- ② 経営に関する重要情報については、閲覧権限を明確化し周知徹底するとともに、その取扱いに関する役員及び従業員への教育を行う。

(当該体制の運用状況)

法令及び文書管理規程などの社内規程に基づき必要な文書等を保存・管理し、文書等を速やかに閲覧できる体制を整えております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 会社の経営危機、リスクに対する対処方法及び管理の体制等について定めた「リスクマネジメント規程」を制定し、適切なリスクマネジメント体制を構築する。
- ② 有事の際は、「危機管理規程」に従い、代表取締役が対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等と迅速な対応をとれる体制を構築する。

(当該体制の運用状況)

当社は、経営会議において、具体的な損失の危険の可能性及びそのリスクコントロールの方法、体制に関して審議し、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告する制度を構築しております。当事業年度においては、リスクアセスメントを行い、経営会議でリスク及びそのコントロールの方法等について協議を行いました。また、危機発生を未然に防ぐため、内部監査担当は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、法令定款違反その他の事由に基づき、損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに担当部署に通報するとともに、各担当役員と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を整えております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会を毎月開催するほか、同会議での決議を迅速、かつ円滑に行うため、取締役、執行役員及び部門責任者から構成する「経営会議」を、毎月定期的に開催する。
- ② 当社は、経営会議を、取締役会に次ぐ意思決定機関と位置づけ、経営に係わる諸事項の審議を行うとともに、取締役会で承認された中期経営計画及び単年度事業予算の組織毎の目標・方針・重点施策に関し、目標の達成状況、方針・施策の展開状況を月次・四半期毎にチェックする業績管理を行う。
- ③ 業務執行については、「職務権限規程」、「職務分掌規程」その他の関連規程に基づき、役員及び従業員の職務分担、権限を明確化し、適正な管理水準を維持できる体制を構築する。

(当該体制の運用状況)

当社は、当事業年度において12回の経営会議、20回の取締役会を開催し、上記記載の運用をいたしました。

(5) 監査等委員会及び監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査等委員の求めに応じて、監査等委員会の同意のもとに、補助すべき使用人として、監査計画に従い必要な人員を配置する。

② 監査等委員会及び監査等委員である取締役を補助する使用人は、その職務に関して監査等委員である取締役の指揮命令のみに服し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から指揮命令を受けない。

③ 当該使用人の人事評価は監査等委員である取締役が行い、人事異動、懲戒その他の人事に関する事項の決定には監査等委員である取締役の同意を得る。

(当該体制の運用状況)

現状は、監査等委員会からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められておりませんが、制度上に上記体制を確保できるようにしております。

(6) 当社の監査等委員会に報告をするための体制及び報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 監査等委員である取締役は、監査等委員会が定める監査計画に従い、取締役会その他の重要な会議に出席し、役員及び従業員から重要事項の報告を求めることができる体制を構築する。

② 役員及び従業員は、当社の財務及び業績に重要な影響を及ぼす事項について監査等委員会に報告し、職務の執行に関する法令・定款違反、不正行為の事実を知ったときは監査等委員会に遅滞なく報告する。

③ 当社は、監査等委員会へ報告を行った当社の役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(当該体制の運用状況)

当社では、取締役会、経営会議以外の会議についても監査等委員である取締役が出席し、また、監査等委員会は、役員及び従業員に対して必要に応じ報告を求め、また必要な意見交換やヒアリングを実施し、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保しております。

(7) その他監査等委員会及び監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の役員及び従業員は、監査等委員会及び監査等委員である取締役の監査に対する理解を深め、当該監査の環境を整備する。
- ② 監査等委員である取締役は、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査担当及び会計監査人と連携し、適切な意思疎通を行うことにより監査の実効性を確保する。
- ③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員である取締役又は監査等委員会からの適時な報告に対して、真摯に受け止める。
- ④ 監査等委員である取締役がその職務執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、速やかにそれを処理する。

（当該体制の運用状況）

当社では、取締役（監査等委員である取締役を除く。）とは年に2回程度、意見交換を、また、会計監査人及び内部監査担当とは3か月に1回程度、情報交換を行い、相互の意思疎通や連携を図っております。また、監査等委員会が監査業務に必要と判断した費用については、会社の費用負担で専門家等の意見を聴取できることを確保しております。

(8) 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

- ① 当社は、反社会的勢力の排除は、企業に課された重要な社会的責任としての取り組みであると認識し、そのような団体・個人には、毅然とした態度で臨み、不当・不法な要求には応じず、一切の関係を遮断することを基本方針とする。
- ② 基本方針を役員及び従業員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制、信用調査等の情報活用により、反社会的勢力との接触を事前に防止できる体制を構築する。

(当該体制の運用状況)

当社は、基本方針を役員及び従業員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制、信用調査等の情報活用により、反社会的勢力との接触を事前に防止できるように実施しております。

(9) 財務報告の信頼性確保のための体制

当社は、財務報告の信頼性の確保及び適正な財務諸表を作成するため、金融商品取引法の定めに従って、適正かつ有効な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用を行うことにより、財務報告の信頼性と適正性を確保できる体制を構築する。

(当該体制の運用状況)

当社は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を行っております。

## 2. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## 株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	151,481	121,280	84,855	206,135	1,120,508	1,120,508	△287,067	1,191,058	1,191,058
当 期 変 動 額									
減 資	△51,481		51,481	51,481				-	-
当 期 純 利 益					109,725	109,725		109,725	109,725
当 期 変 動 額 合 計	△51,481	-	51,481	51,481	109,725	109,725	-	109,725	109,725
当 期 末 残 高	100,000	121,280	136,337	257,617	1,230,234	1,230,234	△287,067	1,300,784	1,300,784

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る注記

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 商品及び製品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

##### (2) 原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

##### (3) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物附属設備については定額法、工具、器具及び備品については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	8～18年
工具、器具及び備品	2～15年

##### (2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）は、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

また、ソフトウェア（市場販売目的）については、見込販売数量に基づく償却額と3年を限度とする残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法によっております。

##### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 4. 繰延資産の処理方法

##### 社債発行費

社債の償還までの期間にわたる定額法によっております。

#### 5. 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### 6. 収益及び費用の計上基準

法人向け製品及びコンシューマー向け製品の販売に係る収益は、主に「AITalk®声の職人®」、「AITalk®声プラス®」、「A.I.VOICE®」の製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点又は顧客が検収した時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、収益を認識しております。

法人向けサービスは、サポートサービスとクラウドサービスで構成されており、サポートサービスに係る収益は、主にライセンス提供している顧客に対して継続的に提供する技術的なサポートのサービスであります。クラウドサービスに係る収益は、主にインターネットを経由して提供している「AITalk® Web読み職人®」のクラウド環境を活用した音声合成サービスであります。これらのサービスは、顧客との契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。当該契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

## II. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	31,772千円
----------------	----------

## III. 損益計算書に関する注記

### 1. 関係会社との取引高

営業取引以外の取引高	2,549千円
------------	---------

### 2. 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

65,593千円
----------

#### IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### 1. 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前期末株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	5,168,000	—	—	5,168,000
自己株式				
普通株式	220,069	—	—	220,069

##### 2. 剰余金の配当に関する事項

###### (1) 配当金支払額等

該当事項はありません。

###### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

## V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

貸倒引当金	183千円
未払費用	6,589千円
在庫評価損	589千円
敷金及び保証金	782千円
資産調整勘定	13,836千円
繰越欠損金	81,709千円
繰延税金資産小計	103,690千円
評価性引当額	△99,780千円
繰延税金資産合計	3,909千円

## VI. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

安全性の高い預金等の金融資産で運用しております。

売掛金に関する顧客の信用リスクは、取引先の財務状況や取引実績を評価し、それに基づいて取引限度額の設定・見直しを行うことにより、リスクの低減を図っております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は業務上の関係を有する会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等、預り金は、1年以内の支払期日であります。

リース債務は設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理の徹底を行うとともに与信管理規程に基づき、年1回与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

投資有価証券については定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。

##### ② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

経理グループで資金繰計画を作成・更新し、取締役会にて報告を行うとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

③ 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権及び債務については、為替の変動リスクに対して、為替予約を利用してヘッジすることを原則としておりますが、外貨建ての営業債権及び債務額が少額のため、為替予約は利用しておりません。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑤ 信用リスクの集中

当事業年度（2024年3月期）の決算日現在における営業債権のうち17.1%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

項 目	貸借対照表計上額	時 価	差 異
負 債			
リース債務(1年内返済予定を含む)	1,392	1,318	△73
社債(1年内返済予定を含む)	135,000	133,341	△1,658
負 債 計	136,392	134,660	△1,731

(注) 1. 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 市場価格のない株式等については、該当事項はありません。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
 当事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務(1年内返済予定を含む)	－	1,318	－	1,318
社債(1年内返済予定を含む)	－	133,341	－	133,341
負債計	－	134,660	－	134,660

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 社債

1年内償還予定の社債（流動）と社債（固定）の合計額で表示しております。なお、これらの時価は元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## VII. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資等の金額	926,328千円
持分法を適用した場合の投資の金額	864,931千円
持分法を適用した場合の投資損失（△）の金額	△73,274千円

## Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	コエステ株式会社	所有100%	業務受託契約 役員の兼任	経営業務の受託 (注) 1. 2.	600	業務受託料	—

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社は、2023年9月1日付けで、同社を吸収合併しました。このため、取引金額は関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。
2. 上記取引については、一般的取引条件と同様に決定しています。

## Ⅸ. 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	財またはサービスの名称			合計
	法人向け 製品	法人向け サービス	コンシューマー 向け製品	
一時点で移転される財またはサービス	337,107	—	171,672	508,780
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	—	226,195	—	226,195
顧客との契約から生じる収益	337,107	226,195	171,672	734,975
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	337,107	226,195	171,672	734,975

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

「I.重要な会計方針に係る注記」の「6.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

### 3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### 契約負債の残高

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

契約負債	
期首残高	18,469
期末残高	72,845

契約負債は、当社が受注した「A.I.VOICE」の製造、クラウドファンディングによるイベント開催等のうち期末時点において履行義務を充足していない残高が54,962千円、サポートサービスのうち期末時点において履行義務を充足していない残高が17,882千円であります。

## X. その他の注記

### (企業結合等関係)

#### 共通支配下の取引等

当社は、2023年7月13日開催の取締役会において、2023年9月1日を効力発生日として当社の完全子会社であるコエステ株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併をすることを決議しました。

#### (1) 企業結合の概要

##### ①被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称 コエステ株式会社

事業の内容 音声合成技術を活用したコンテンツの企画・制作・開発・運用・流通事業等

##### ②企業結合日 2023年9月1日

##### ③企業結合の法的形式 当社を存続会社、コエステ株式会社を消滅会社とする吸収合併

##### ④結合後企業の名称 株式会社エーアイ

##### ⑤その他取引の概要に関する事項

両社の企業規模を考慮し、一体運営による経営の合理化、業務の効率化を推進することを目的として吸収合併することといたしました。

#### (2) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

## XI. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	262.89円
1 株当たり当期純利益	22.18円

## XII. 重要な後発事象に関する注記

(会社の合併)

当社及び株式会社フュートレック（以下「フュートレック」）は、2024年5月14日開催の取締役会において、2024年10月1日を効力発生日として両社の合併を決議し、当社を吸収合併存続会社、フュートレックを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」）に係る合併契約を締結いたしました。

なお、本合併は、両社の株主総会の承認を条件としております。

### 1. 企業結合の目的

当社とフュートレックは、両社のこれまでの事業活動の成果である、顧客基盤や競争優位性のある技術・ソリューションを両社で共有し、「音声合成」及び「音声認識」双方に強みを持つことにより、音声関連技術を保有する研究開発企業として、国内の新たなトップランナーを目指してまいります。また、フュートレックのもう一つの中核事業であるCRM事業を中心としたデジタルマーケティング事業と音声関連技術事業の2つを事業の両輪として、企業価値の更なる向上を図ってまいります。加えて、経営統合によって企業規模の拡大が図られ、より強固な経営基盤の確立や管理部門の統合による経営機能のスリム化により収益力の向上の実現を目指してまいります。

### 2. 企業結合日

2024年10月1日

### 3. 吸収合併消滅会社の名称及び事業の内容

吸収合併消滅会社の名称 株式会社フュートレック

事業の内容 音声認識技術を利用したサービスの企画・提案、及びそれを実現するためのシステム設計  
デジタルマーケティングソリューションの提供、及びそれに伴うシステム設計等

### 4. 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、フュートレックを吸収合併消滅会社とする吸収合併

### 5. 結合企業の名称

株式会社エーアイ

(英文表記：AI,Inc.)

## 6. 企業結合に係る割当ての内容

### (1) 株式の種類別の合併比率

フュートレックの普通株式1株に対して、エーアイの株式0.33株を割当て交付いたします。

### (2) 合併比率の算定方法

本合併比率の公正性・妥当性を期すために、両社がそれぞれ別個に独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼することとし、当社は監査法人F R I Qを起用し、フュートレックは株式会社クリフィックスF A Sを起用いたしました。

当社及びフュートレックは、各社の第三者算定機関による算定結果及び法務アドバイザーの助言を参考に、かつ、両社それぞれが相手方に対して実施したデューデリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれが両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で合併比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に本合併比率が妥当であるとの判断に至り、本合併契約を締結いたしました。

## 7. 引き継ぐ資産・負債の額

現時点で確定しておりません。

## 8. 合併当事会社の概要

	吸収合併存続会社	吸収合併消滅会社
(1) 名称	株式会社エーアイ	株式会社フュートレック
(2) 所在地	東京都文京区西片一丁目15番15号	大阪市淀川区西中島六丁目1番1号
(3) 代表者の 役職・氏名	代表取締役社長 廣飯 伸一	代表取締役社長 西田 明弘
(4) 事業内容	音声合成エンジン及び音声合成に関連するソリューションの提供	音声認識技術を利用したサービスの企画・提案、及びそれを実現するためのシステム設計 デジタルマーケティングソリューションの提供、及びそれに伴うシステム設計等
(5) 資本金	100,000千円	100,000千円
(6) 設立年月日	2003年4月1日	2000年4月17日
(7) 発行済株式数	5,168,000株	9,504,200株
(8) 決算期	3月31日	3月31日
(9) 従業員数	単体65名	単体68名 連結91名

## 9. 合併の時期

取締役会決議日 (両社)	2024年5月14日
契約締結日 (両社)	2024年5月14日
株主総会基準日 (両社)	2024年3月31日
株主総会決議日 (フュートレック)	2024年6月18日 (予定)
株主総会決議日 (当社)	2024年6月20日 (予定)
最終売買日 (フュートレック)	2024年9月26日 (予定)
上場廃止日 (フュートレック)	2024年9月27日 (予定)
合併の効力発生日	2024年10月1日 (予定)

10. 合併後の状況

	吸収合併存続会社
(1) 名称	株式会社エーアイ
(2) 所在地	東京都文京区西片一丁目15番15号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 廣飯 伸一 (現 エーアイ 代表取締役社長)
(4) 取締役の氏名	取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 廣飯 伸一 小川 遼 井上 将志 深田 俊明 長尾 章 (社外取締役) 監査等委員である取締役 栗原 学 (社外取締役) 杉山 浩 (社外取締役) 金丸 祐子 (社外取締役)
(5) 事業内容	音声関連技術の研究開発及び関連するサービス・ソリューションの企画・提供 デジタルマーケティングソリューションの提供、及びそれに伴うシステム設計等
(6) 資本金	現時点で確定しておりません。
(7) 決算期	3月
(8) 純資産	現時点で確定しておりません。
(9) 総資産	現時点で確定しておりません。

11. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点で確定しておりません

## 事業報告の附属明細書

〔 自 2023年4月1日 〕  
〔 至 2024年3月31日 〕

### 1. 会社役員以外の会社の業務執行取締役等との兼職状況の明細

区 分	氏 名	兼 職 先 兼職の内容	関 係
取 締 役	吉田 大介	—	—
	廣飯 伸一	コエステ株式会社 代表取締役社長	—
	長尾 章	株式会社エフ・エフ・ソル 代表取締役会長 株式会社イー・アイ・ソル 代表取締役会長 株式会社インフィニットコンサルティング 取締役会長 株式会社ノイマン 代表取締役会長 株式会社エクスマーション 取締役会長 株式会社コアネクスト 代表取締役会長 株式会社アスウェア 取締役 株式会社Fleekdrive 代表取締役会長 株式会社アリアドネ・インターナショナル・コンサルティング 取締役 株式会社ソルクシーズ 取締役会長 株式会社 eek 代表取締役会長	—
	栗原 学	栗原公認会計士事務所 所長 鹿島プライベートリート投資法人 監督役員 株式会社ジャストシステム 社外取締役 株式会社CCNグループ 監査役 株式会社フュートレック 社外取締役（監査等委員） コエステ株式会社 監査役	—
監査等委員	杉山 浩	杉山公認会計士事務所 所長	—
	飛松 純一	外苑法律事務所 パートナー弁護士 株式会社キャンディル 社外取締役（監査等委員） MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社 社外取締役 エネクス・インフラ投資法人 監督役員 株式会社アマナ 社外取締役 ポケットク株式会社 監査役	—
	金丸 祐子	外苑法律事務所 パートナー弁護士 アキュリスファーマ株式会社 社外監査役 B l e a f株式会社 社外監査役 HEROZ株式会社 社外取締役 監査等委員	—

2. 親会社等との間の取引に関する事項  
該当事項はありません。

以 上

## 計算書類の附属明細書

〔 自 2023年4月1日  
至 2024年3月31日 〕

### 1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産	建物附属設備	6,777	—	—	735	6,042	6,234	12,276
	工具器具備品	4,824	*1 1,371	*2 0	2,566	3,630	23,459	27,089
	リース資産	1,758	—	—	639	1,119	2,078	3,197
	計	13,361	1,371	0	3,940	10,792	31,772	42,564
無形固定資産	ソフトウェア	8,167	*3 43,050	—	7,646	43,571	58,234	101,806
	ソフトウェア仮勘定	—	*4 2,012	*5 2,012	—	—	—	—
	計	8,167	45,063	2,012	7,646	43,571	58,234	101,806

(注) 1. 当期増加額および減少額の内、主なものは次のとおりである。

\*1 業務用PC等 1,371千円

\*2 業務用PC等 0千円

\*3 コエステ株式会社合併に伴うコエステーション新エンジン追加開発 41,037千円

\*4 AI Pal chat 追加機能 2,012千円

\*5 AI Pal chat 追加機能 2,012千円

### 2. 引当金の明細

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	—	639	110	529

## 3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科 目	金 額	摘 要
役 員 報 酬	34,215	
給 料 手 当	118,748	
賞 与	8,064	
雑 給	5,101	
通 勤 手 当	2,548	
賞 与 引 当 金 繰 入 額	2,603	
退 職 給 付 費 用	271	
法 定 福 利 費	23,981	
福 利 厚 生 費	4,202	
採 用 費 ・ 教 育 研 修 費	4,840	
荷 造 運 賃 発 送 費	2,315	
広 告 宣 伝 費 ・ 販 売 促 品 費	39,990	
会 議 費 ・ 交 際 費	441	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	-110	
貸 倒 損 失	50	
旅 費 交 通 費	299	
出 張 旅 費	710	
通 信 費	2,294	
消 耗 品 費 ・ 事 務 用 品 費	621	
水 道 光 熱 費	1,139	
保 険 料	1,219	
新 聞 図 書 費	492	
地 代 家 賃	7,466	
賃 借 料	60	
支 払 手 数 料	49,646	
諸 会 費	826	
寄 付 金	108	
租 税 公 課	914	
業 務 委 託 費	4,301	
支 払 報 酬	29,653	
減 価 償 却 費	4,816	
敷 金 償 却	257	
調 査 研 究 費	6,970	
研 究 開 発 費	65,593	
長 期 前 払 費 用 償 却	25	
営 業 支 援 費	7,627	
計	432,307	

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。